

「やまのは公園」の土砂災害防止に関する請願

請願要旨

1. 土砂災害の認識に至る経緯と現況

平成12年5月8日「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、土砂災害法と略す）が公布（平成12年法律第57号）され、さらに昨今の全国各地で発生している土砂災害の実情から東京都でも危険地域の指定等が行われるに至っています。これに伴い平成25年10月22日町田市下小山田会館において「土砂災害警戒区域等の指定説明会」が東京都公園協会、町田市役所防災課の主催で開催され、「やまのは公園が土砂災害指定区域に指定され、平成26年3月末までに公示される」旨の説明がありました。

（別紙「土砂災害警戒区域等の指定に関わる図書（その2）」参照）

「やまのは公園」は、過去に土砂災害が発生した経緯があり、その上災害危険箇所のレッドゾーン内に学童の通学路（住民の避難誘導路も伴っている）が指定されています。現況は、土質が山砂（通称）で水害等に極めて弱く、その上被害を拡大させる恐れがある巨木が林立しています。今後、ゲリラ豪雨等の要因による土砂災害発生の可能性が極めて高く住民は不安を抱えたまま生活しているのが現状です。

2. 「やまのは公園」土砂災害防止に関する要請事項

（1）公示前の危険防止措置の要請

土砂災害法の立法主旨が国民の生命身体財産の保護である以上、土砂災害警戒区域に指定され、市が所有管理する「やまのは公園」の危険防止措置を取ることは行政の使命と責任です。

上記の事由により、市が緊急に現地調査を行い、危険防止の暫定措置として樹木等を早急に伐採することを要請します。

(2) 公示後の対策に関する要請

ア、税法上の固定資産税減免措置の要請

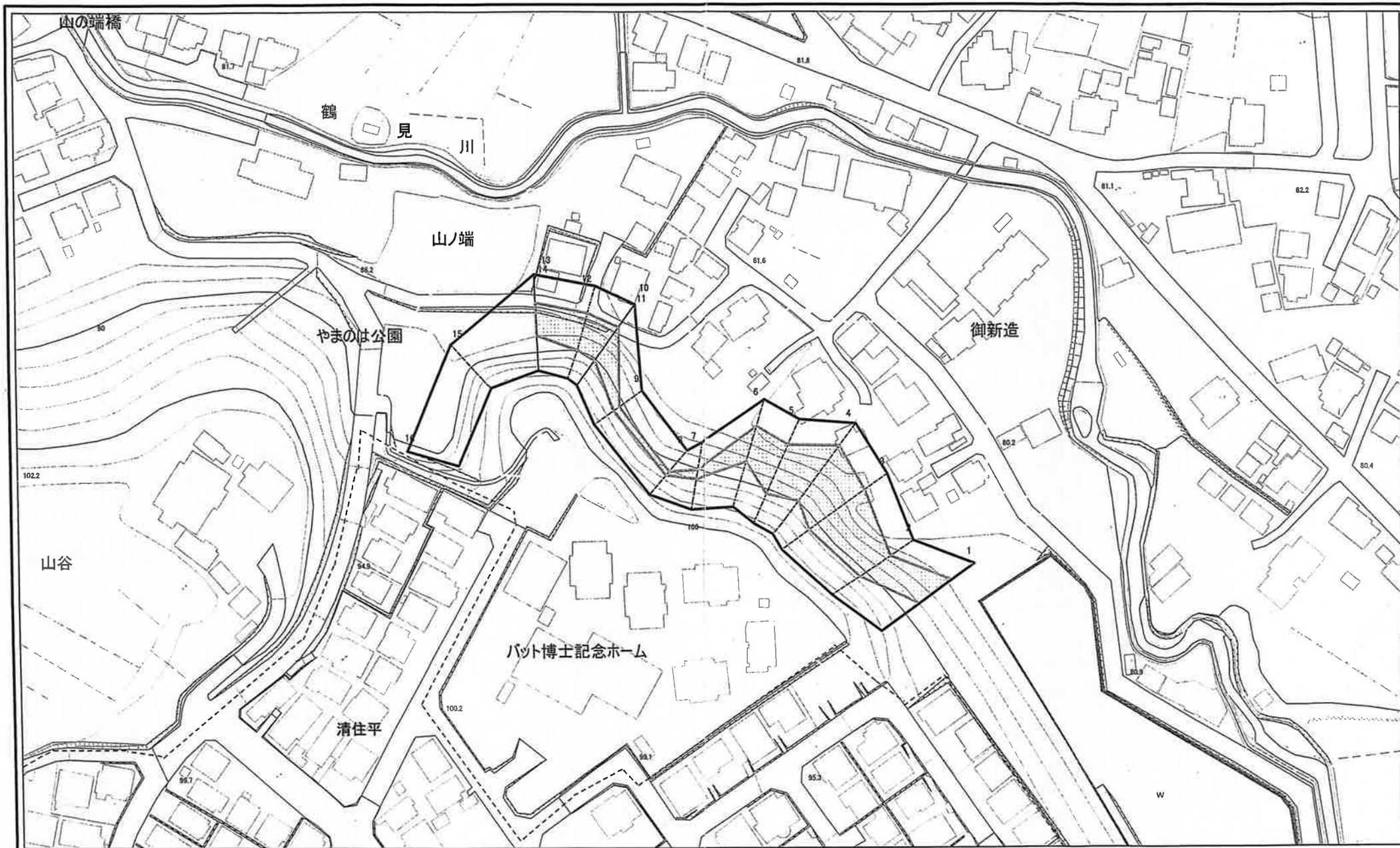
指定地域の公示後は、地価の下落や建築上の様々な規制を受けることとなります。これらによる危険地域住民の不利益を多少なりとも緩和するため、固定資産税の減免措置を要請します。尚、他の道府県で減免措置等を実施しているところもあり参考にさせていただきたい。

イ、土砂災害指定地域解除に向けた抜本的対策の要請

町田市所有管理する公園に関し、抜本的、且つ早急に危険防止の措置を実施し、地域住民の不安を払拭することが必要です。一日でも早く現地調査を行い危険地域解除に向けた工事等を要請します。

ウ、説明会の開催と住民参加型諸対策の実施要請

住民不在の災害防止対策ではなく、住民の意見等を反映した危険防止措置を実施することを要請します。



図中の数字は横断測線番号を示す

この図は、土砂災害特別警戒区域に係りのある土地をお持ちの方に参考として送付させていただいています。

様式-2(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		縮尺 1:1,000
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域		
土砂等の(移動)量が1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域		
それ以外の区域		

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	区域番号	209004-K143
	告示番号	町内会名	下小山田町内会
告示年月日		所在地	東京都町田市下小山田町